樹木葬墓地管理使用規定

第１条（目的）

この規定は、宗教法人龍雲寺が管理する樹木葬墓地（以下「樹木葬墓地」という）の管理および使用に関する基準を定め、その管理および使用の適正を図ることを目的とする。

第２条（用語の定義）

１　本規定において「樹木葬墓所」とは、遺骨を埋葬するために区画された土地の一区画および管理者により設置された墓誌をいう。

２　本規定において「墳墓」とは、前項の墓誌の下に設けられた遺骨埋葬部分を含む施設をいう。

第３条（管理者）

樹木葬墓地は、宗教法人龍雲寺の住職（以下「管理者」という）が管理する。

第４条（使用目的）

樹木葬墓所は、遺骨を墓誌の下に埋葬する目的以外に使用することはできない。

第５条（使用資格および宗旨）

１　樹木葬墓所は、原則として龍雲寺永代供養に申し込み、管理者の承諾を得た者が使用することができる。

２　樹木葬墓所は、龍雲寺の宗旨宗派に基づく供養を行うことを使用条件とし、いわゆる無宗教による使用を認めない。

第６条（使用権）

１　樹木葬墓所を使用する権利（以下「使用権」という）は、樹木葬墓地を使用するための契約上の権利であり、所有権その他の物権を構成するものではない。

２　使用権は、管理者の承諾なく第三者に譲渡、転貸または相続することはできない。

３　ただし、子その他の親族が後日同一墓所を共に使用したい旨の申し出があった場合には、管理者と協議のうえ、管理者が状況ごとに判断し、これを認めることがある。

第７条（使用承諾および使用料）

１　樹木葬墓所の使用を希望する者は、あらかじめ管理者の承諾を得なければならない。

２　前項の承諾を得た者は、別に定める樹木葬墓所使用料および永代供養料を所定の期間内に納入しなければならない。

第８条（非承継）

樹木葬墓地は、管理者が後継者に代わって管理および供養を行う墓地であるため、使用権は承継することはできない。ただし、第６条第３項の場合を除く。

第９条（使用者の遵守事項）

樹木葬墓所使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

①　焼骨または遺骨を埋葬しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋火葬許可証または改葬許可証を提出すること。

②　管理者の承諾なく、遺骨を墓所から取り出し、持ち出し、移動し、改葬または再埋葬を行ってはならない。

③　管理者の承諾なく、新たに遺骨を埋葬してはならない。

④　前二号に関する承諾は、原則として管理者が状況に応じて判断し、口頭により行うものとする。

⑤　墳墓、墓誌その他墓所に関する変更、改造、移転等を行う場合には、事前に管理者の承諾を得ること。

⑥　使用者または代表者が住所を変更したときは、遅滞なく新住所を管理者に届け出ること。

⑦　使用者は、龍雲寺永代供養に申し込むこと。

⑧　献花は自由とするが、供物は供えないこと。

⑨　墓所にモニュメントその他の構造物を無断で設置しないこと。

⑩　龍雲寺の宗旨および供養の在り方を尊重し、管理者の指示に従って供養を行うこと。

⑪　樹木葬墓地においては、管理者が認めたものを除き、龍雲寺の宗旨および供養の在り方と異なる宗教的行為を行ってはならない。

⑫　管理者の承諾なく、第三者に供養行為その他墓所に関わる行為を行わせてはならない。

第１０条（契約解除）

樹木葬墓所使用者が次の各号のいずれかに該当する場合、管理者は使用契約を解除することができる。相手方またはその所在が分からない場合の解除の通知は、民法第 98 条に定める手続によるものとする。

①　樹木葬墓所を第４条の目的以外に使用したとき。

②　本規定に違反し、使用者としての適格を失ったと管理者が判断したとき。

③　龍雲寺の宗旨または供養の在り方を著しく尊重せず、是正の求めに応じないと管理者が判断したとき。

④　使用者または永代供養申込者について、死亡の通知が当山に行われていないにもかかわらず、転居、所在不明その他の理由により当山との連絡が取れない状態が継続し、当山が行う書面、電話、電子的手段その他相当と認める方法による連絡に対して、十年間にわたり一切の応答が確認できないとき。

前項により契約が解除された場合の返金の有無および金額については、第１２条の規定に従うものとする。

解除後１年以内に返還措置が行われない場合、管理者は当該墓所について改葬の手続きを行うことができる。

第１１条（使用中止および返還）

樹木葬墓所が不要となった場合、使用者は管理者に届け出たうえで返還することができる。管理者が承認した場合には、現状のまま返還することができる。

第１２条（使用料および永代供養料）

１　樹木葬墓所使用料は、使用の有無にかかわらず返還しない。

２　別途納入が必要な永代供養料のうち、申し込み人数ごとに 20 万円については、永代供養申込者として登録された時点から当該家に対する日々の供養が開始されるため、申込後に解約があった場合であっても返還しない。

３　前項の金額を納入前に解約する場合には、解約時に当該金額を納入しなければならない。

４　前各項以外の永代供養料については、返還の有無および内容を管理者の判断により定める。

第１３条（災害時および区画整理）

１　天変地異その他管理者の責に帰さない事由により墳墓に損害が生じた場合、管理者は可能な限り現状復旧に努めるが、復旧が困難な場合には管理者の判断により補修を行うことができる。

２　樹木葬区画ごとの全使用者がすべて埋葬された場合には、管理者の判断により、墓誌の撤去等、現状の変更を行うことができる。

３　前項の場合において、原則として埋葬部分を掘り起こすことはしない。ただし、やむを得ない事情により埋葬部分に手を加える必要が生じた場合には、管理者は遺骨を丁寧に供養する体制を整えるよう努める。

第１４条（所有権）

樹木葬墓所および墳墓は、すべて管理者である宗教法人龍雲寺の所有とし、使用者は使用権のみを有する。

第１５条（管理費）

樹木葬墓地の管理費および維持費は、使用料に含まれており、別途徴収しない。

第１６条（管理者の責任）

管理者は、通常の管理を行う義務を負うものとし、使用者の行為に起因して生じた損害については責任を負わない。

第１７条（使用制限）

樹木葬墓所は、龍雲寺において葬儀を行った者、またはそれに準ずる供養を行い管理者が認めた者のみが使用することができる。

第１８条（規定の変更）

本規定は、管理運営上の必要に応じて管理者が変更することができるものとし、改定内容および施行日を当山公式ホームページで事前に告知し、重要な改定については各戸に個別に連絡するものとする。

第１９条（動物等の埋葬禁止）

本規定に基づき行われる永代供養においては、永代供養塔、樹木葬墓地、納骨堂のいずれの場合においても、
人の遺骨以外を埋葬してはならない。

犬・猫その他の動物、ならびにそれらの遺骨・遺灰等を埋葬することは、理由のいかんを問わず認めない。

附　則

本規定は、平成 26 年 5 月 25 日に改定され、同日施行する。

本規定は、令和 8 年 1 月 3 日に改定され、同日施行する。

本規定は、令和 8 年 9 月 11 日に改定され、同日施行する。